鶴岡市ふるさと納税返礼品募集要項

１ 目的

ふるさと納税制度の推進を図るとともに、鶴岡市の農林水産物や特産品等のＰＲ及び販売促進、地場産業の振興を図ることを目的として、鶴岡市へのふるさと納税者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という。）の募集を行うもの。

２ 募集要件

（１）返礼品提供事業者について

返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）各種法規等に沿った生産・製造・サービスを行っていること。

（イ）鶴岡市内に本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場、その他生産の拠点（加工場、畜舎、圃場等）がある法人・団体または個人事業者であること。
ただし、市が適当と認める場合はこの限りではない。

（ウ）米及び米加工品の返礼品を出品する場合にあっては、鶴岡市農業振興協議会から提示された「生産の目安」に基づく米生産に協力している者であること。また、集荷事業者にあっては生産者が「生産の目安」に基づく米生産に協力している者であるか確認し、協力していない農家の生産物は返礼品として扱わないこと。

（エ）代表者及び従業員等は、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等でない者であること。

（オ）申込時に、市税等の滞納がないこと。

（カ）寄附者の個人情報を適正に取り扱い、厳重に管理できること。

（２）返礼品について

返礼品は、次に掲げる要件を全て満たす商品又はサービス等とする。

（ア）鶴岡市の魅力を発信できる商品・サービス等であること。

（イ）鶴岡市内で生産、製造、加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの又はサービスが市内で提供されているもの等、総務省が定める地場産品基準に適合するものであること。

（ウ）食品については、産地名その他必要な事項を適正に表示するとともに、寄附者への配送時に必要な賞味期限又は消費期限が確保されるものであること。

（エ）原材料、製造工程、産地その他の返礼品の適合性を確認するために必要な商品情報及び資料を提出できること。

（オ）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給するものについてはこの限りではない。

（カ）市又は市が返礼品受注・発注管理を委託する事業者が指定する配送業者による発送に対応できること。

（キ）第三者が著作権、商標権その他の権利を有する画像、文章等を使用する場合は、必要な許諾を得ていること。

（ク）前各号に掲げるもののほか、地場産品基準（平成３１年総務省告示第１７９号）及び食品表示法（平成２５年法律第７０号）その他関係法令等に違反していないこと。

（３）返礼品の価格及び送料

（ア）返礼品の価格は、寄附金額の３割以下とし、総務省が定める基準に適合するものであること。

（イ）返礼品の価格の算定に当たっては、商品又はサービスの対価、梱包に要する費用、消費税その他必要な費用を含め、算定するものとする。

（ウ）返礼品の発送に係る送料は、市が定める条件に従い、市が負担する。ただし、通常の発送と異なる発送方法、定期便以外の分割発送、その他特別な事情がある場合の費用負担については、市の負担は１回のみとする。

（エ）返礼品の品質不良、内容相違その他返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により生じた交換、再発送、補償等の費用は、返礼品提供事業者の負担とする。

（オ）返礼品の価格の変更は、原則として認めないものとする。ただし、社会情勢の変動その他やむを得ない事情により変更が必要な場合は、事前に市と協議し、市の承認を得なければならない。

３　返礼品の情報発信等

（１）市は、返礼品のＰＲ及び寄附促進を図るため、市のふるさと納税ウェブサイト、ふるさと納税ポータルサイト及び市が作成するパンフレット等に、返礼品の画像、商品名、提供事業者名その他必要な情報を掲載するものとする。

（２）返礼品提供事業者は、返礼品の発送に際し、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱することにより、商品のＰＲを行うことができるものとする。ただし、法令及び市が定める条件等を遵守すること。

４　返礼品の受注・発送等の管理

市は、返礼品の受注・発注及び発送管理、寄附者情報の適正な管理その他ふるさと納税に係る業務を円滑かつ適正に実施するため、必要な業務を事業者に委託するものとする。

５ 申込方法及び登録

（１）返礼品の提供を希望する者は、別に定める鶴岡市ふるさと納税返礼品登録申込書に必要事項を記入し、登録シート、商品ジャンル登録シート、事業者情報入力用フォーマット、市税納付状況の照会に係る届出及び返礼品の写真５枚以上を添えて、市に提出するものとする。

（２）２回目以降の申込みについては、登録シート及び商品ジャンル登録シートを提出するものとする。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料等の提出を求めることができる。

（３）市は、申込内容を審査し、必要に応じて追加資料の提出又は説明を求めた上で、返礼品提供事業者及び返礼品の登録の可否を決定する。

（４）返礼品の登録に当たっては、地場産品基準への適合性その他必要な事項について確認

を行うものとする。

（５）返礼品提供事業者は、登録内容に変更が生じた場合又は返礼品の提供を停止若しくは廃止しようとする場合は、事前に市に相談し、必要な手続を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、速やかに市に報告するものとする。

６　返礼品に関する調査応答義務

（１）市は、返礼品提供事業者又は返礼品が「２ 募集要件」に定める事項に適合していることを確認するため、必要に応じて、返礼品提供事業者に対し、書面による報告若しくは説明又は関係資料の提出を求めることができるものとする。

（２）市は、必要に応じて、返礼品の生産、製造、加工、保管、梱包、発送その他の取扱状況について、事業所等の実地調査を行うことができるものとする。

（３）返礼品提供事業者は、前２項の規定による報告、説明、資料の提出又は実地調査に協力しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合は、市と協議するものとする。

７　返礼品の取扱いの中止

（１）市は、返礼品提供事業者又は返礼品が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、返礼品の取扱いを中止し、又は返礼品提供事業者若しくは返礼品の登録を取り消すことができるものとする。

（ア）返礼品提供事業者の登録申込内容又は返礼品の登録内容に虚偽があったとき。

（イ）「２ 募集要件」に定める事項に適合しなくなったとき。

（ウ）この要項又は関係法令等に違反したとき。

（エ）市から求められた報告若しくは資料の提出に応じないとき、又は合理的な理由なく調査を拒否したとき。

（オ）返礼品の品質、産地表示その他の事項について重大な問題があり、返礼品の適正な提供に支障があると認められるとき。

（カ）その他、返礼品提供事業者又は返礼品として適当でないと市が認めるとき。

（２）前項の規定による取扱いの中止又は登録の取消しに関連して、返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により市に損害が生じた場合は、市は当該返礼品提供事業者に対し、その損害の賠償を請求することがある。

８ その他留意事項

（１）返礼品は、寄附者が申込時に選択した場合に提供するものとする。ただし、寄附者が選択しない場合もあることに留意すること。

（２）返礼品の品質、内容、表示その他返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由に関して寄附者から苦情等があった場合は、返礼品提供事業者の責任において誠実に対応し、解決に努めるとともに、その対応内容を市に報告するものとする。

令和８年１１月　改正